

富士見市商工会 会員各位

## おむすび通貨取り扱いのお願い

こどものお仕事体験イベントであるこども夢の商店街が下記の通り開催されます。富士見市商工会では、本イベントで子どもたちが稼ぐ「おむすび通貨」を使えることとなり、おむすび通貨の有効期限終了後、換金事務を代行することとなりました。

こども夢の商店街では、こどもたちが自分の力でお店を開いて商売をしたり、銀行や警察といった職場で働き、売り上げや給料としておむすび通貨を稼ぎます。おむすび通貨は実際のお店で使うことができる商品券（地域通貨）です。こどもたちは、自分で稼いだおむすび通貨で好きなものを買ったり食べたりすることで、働くことの楽しさを学びます。

つきましては、こども夢の商店街で配布されるチラシに、おむすび通貨の使える提携店として掲載する店舗（個人・中小企業限定。大企業フランチャイズ店を除く）を募集します。お申し込みいただいた店舗においては、本イベント開催日以降、おむすび通貨をお受け取りください。

多数ご参加くださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### こども夢の商店街開催概要

開催日 : 2023/12/2-3

会場 : ららぽーと富士見

後援 : 文部科学省・環境省・埼玉県教育委員会・富士見市教育委員会

さいたま市教育委員会・ふじみ野市教育委員会・志木市教育委員会・三芳町教育委員会

発行されるおむすび通貨の有効期限 : 2024年5月末日

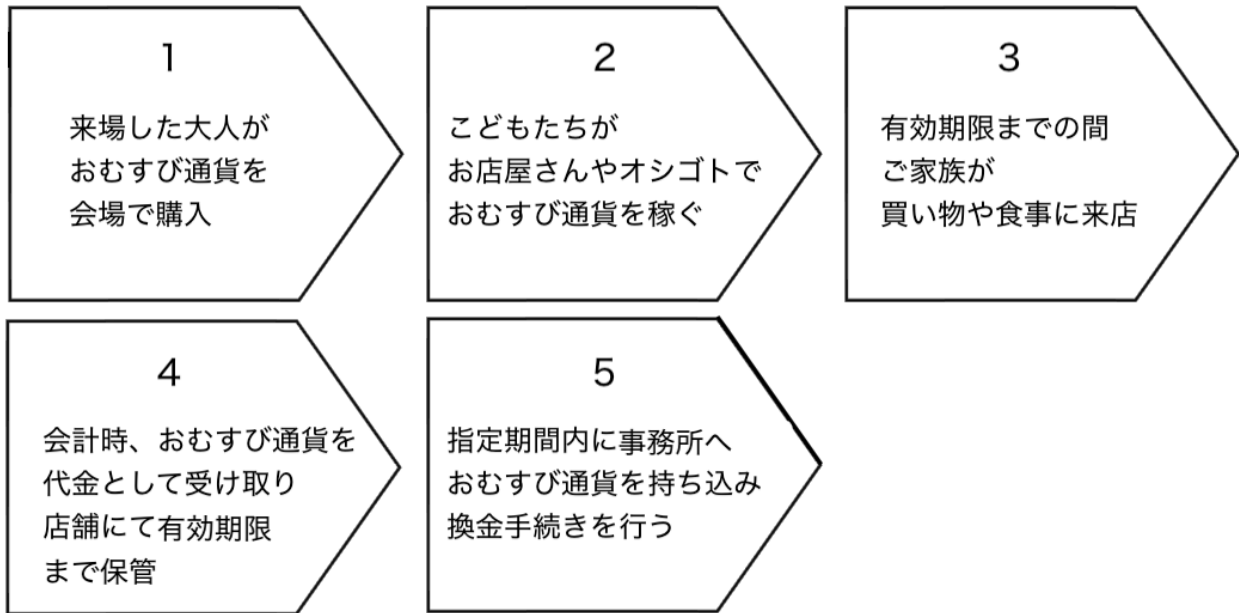
一般社団法人ユメ・フルサト

URL <http://www.f-money.com/>

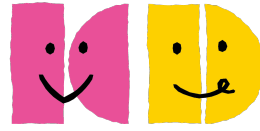
<長久手ベース>

〒480-1343 愛知県長久手市石場 904 FOREST VILLA A 号室 TEL 050-3625-0808 FAX 050-3625-0860

## おむすび通貨の仕組みと取り扱い



1. 換金手数料は富士見市商工会が負担します。
2. 「おむすび通貨」はこどもだけでなく、大人が使う場合もあります。
3. おつりは出さなくて結構です。
4. 1回に10枚以上の1むすび（50円券）の支払いや1万円相当を超える支払いがあった場合は受け取りを断ることができます
5. 自分で稼いだお金をお店で使えることはこどもたちにとって大変励みになります。ぜひ、ご来店があった際には「どんなお店を開いたの?」「どんなお仕事をしたの?」と一声かけてあげてください。きっと喜んでいただけると思います。
6. 今回発行されるおむすび通貨の有効期限終了までは脱退できません。
7. 今回発行されるおむすび通貨の有効期限終了後も、別のこども夢の商店街で発行されるおむすび通貨が利用される可能性があります。今回発行されるおむすび通貨の有効期限終了後に脱退する場合、その旨を商工会にご連絡ください。



富士見市商工会御中

## おむすび通貨受取店舗参加申込書

申込日 年 月 日

おむすび通貨の受け取り店舗として参加します

\*店舗名（チラシに表記する店舗名）

\*お店の責任者氏名

\*お店の住所

\*お店の電話番号

\*定休日（チラシスペースの関係で、第1火曜などの表記はできません）

月・火・水・木・金・土・日・不定休・無休

\*PR（20文字以内・記号を含む）

\*カテゴリ（いずれか1つをチェックしてください）

菓子・パン

飲食店

本・文具・おもちゃ

その他小売

その他サービス

締め切り：2023年10月26日

提出先 富士見市商工会